

(目的)

第 1 条 この規程は、多様な P P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針（平成 27 年 12 月 15 日「民間資金等活用事業推進会議」決定）に基づき、公共施設等の整備等に多様な P P P / P F I 手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用途の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) P F I 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (2) P P P パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の略であり、市と民間が連携して、公共施設等の建設、維持管理、運営その他の公共サービスの提供を行う手法をいう。
- (3) P F I プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の略で、P P P の代表的な手法の一つであり、P F I 法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法をいう。
- (4) P P P / P F I 手法 P F I を含む P P P 手法全般をいう。
- (5) 公共施設等 P F I 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等をいう。
- (6) 公共施設整備事業 P F I 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業をいう。
- (7) 利用料金 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金をいう。
- (8) 運営等 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。
- (9) 公共施設等運営権 P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。
- (10) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。
- (11) 優先的検討 この規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な P P P / P F I 手法の導入の適否を従来型手法（公共施設等の整備等に当たって、設計、建設、運営、維持管理等をそれぞれ分割して発注する方式をいう。以下同じ。）に優先して検討することをいう。

(対象とするPPP/PFI手法)

第3条 この規程の対象とするPPP/PFI手法は、次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
  - ア 公共施設等運営権（コンセッション）方式
  - イ 指定管理者制度
  - ウ 包括的民間委託
  - エ O方式（Operate）
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法
  - ア BTO方式（建設 Build－移転 Transfer－運営等 Operate）
  - イ BOT方式（建設 Build－運営等 Operate－移転 Transfer）
  - ウ BOO方式（建設 Build－所有 Own－運営等 Operate）
  - エ DBO方式（設計 Design－建設 Build－運営等 Operate）
  - オ RO方式（改修 Rehabilitate－運営等 Operate）
  - カ ESCO（エスコ）
- (3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法
  - ア BT方式（建設 Build－移転 Transfer）（民間建設買取方式）
  - イ DB方式（設計 Design－建設 Build）
  - ウ 民間建設借上（リース）方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。）
- (4) その他公的不動産を利活用する手法
  - ア 定期借地権方式
  - イ 公共所有床の活用
  - ウ 占用許可等の公的空間の利活用
  - エ 公募設置管理制度（Park－PFI）
  - オ 民間提案制度
- (5) その他
  - ア 成果連動型民間委託契約方式  
（優先的検討の開始時期）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときに優先的検討を実施するものとする。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき
- (2) 公共施設等の運営等の見直しを行うとき
- (3) 「萩市公共施設等総合管理計画」の改訂を行うとき
- (4) 「萩市公共施設等長寿命化計画」の改訂を行うとき

- (5) 「萩市公共施設等再編計画（仮称）」の策定及び改訂を行うとき
- (6) 市有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき
- (7) 公共施設等の集約化、複合化等を検討するとき
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共施設等の整備等の方針を検討するとき  
(優先的検討の対象とする事業)

第5条 優先的検討の対象とする事業は、令和7年度当初予算以降に計上される事業のうち、次の各号のいずれかに該当する公共施設整備事業とする。ただし、第二号ア及びイに掲げる基準に満たない事業についても、必要に応じ優先的検討の対象とすることができるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
  - ア 建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業
  - イ 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業
- (2) 次のいずれかの基準を満たす公共施設整備事業
  - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
  - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）
  - ウ 上記ア、イの他、国や他の地方公共団体で同種事業におけるPPP/PFI手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI手法を導入することで市民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- (5) 公共施設有効活用検討部会の協議を経て、公共施設有効活用検討員会において、優先的検討の対象から除くと決定した公共施設整備事業  
(適切なPPP/PFI手法の選択)

第6条 市長は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次条に規定する簡易な検討（以下「簡易な検討」という。）又は第8条に規定する詳細な検討（以下「詳細な検討」という。）に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品

質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 市長は、前項の規定により選択した手法（以下「採用手法」という。）が次の各号に掲げるものに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

(1) 簡易な検討及び詳細な検討の両方を省略する事業 指定管理者制度

(2) 簡易な検討のみを省略する事業（詳細な検討は実施）

ア 採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施することが通例である場合

イ 当該事業者が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合においてBTO方式を検討する場合

ウ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合など

（簡易な検討）

第7条 市長は、PPP/PFI手法簡易定量評価調書（別記様式）により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。この場合において、前条第1項後段の規定により複数の手法を選択したときは、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による倍の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

(1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

(2) 公共施設等の運営等の費用

(3) 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）（SPCに係るもの）

(4) 調査に要する費用

(5) 資金調達に要する費用

(6) 利用料金収入

(7) 税金（SPCに係るもの）その他採用手法導入に要する費用

2 市長は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができる

できるものとする。

(1) 民間事業者への意見聴取（サウンディング型市場調査）

(2) 類似事例調査

（詳細な検討）

第8条 市長は、簡易な検討において、採用手法の導入に適さないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的なコンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

（評価結果の公表）

第9条 市長は、第7条第1項に規定する費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法導入に適さない評価した場合は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市ホームページ上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨、当該事業の予定価格の推測に地  
ながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) PPP/PFI手法定量評価の内容 入札手続の終了後等適切な時期

2 市長は、第7条第2項に規定する費用総額の比較によらない客観的な評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適さないと評価した場合は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市ホームページ上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨、客観的な評価結果の内容（当該  
事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP/PFI手法を導入し  
ないこととした後、遅滞ない時期

(2) 客観的な評価結果の内容（当該事業の予定価格の推測につながらないものに限  
る。） 入札手続の終了後等適切な時期

3 市長は、詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適さないと評価した場合は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市ホームページ上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨、当該事業の予定価格の推測につ  
ながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) PPP/PFI手法定量評価の内容（詳細な検討の結果を踏まえて更新した後の  
もの） 入札手続の終了後等適切な時期

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、PPP/PFI手法の導入に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別記様式（第7条関係）

PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備 等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等を除く。） 費用		
〈算出根拠〉		
運営等費用		
〈算出根拠〉		
利用料金収入		
〈算出根拠〉		
資金調達費用		
〈算出根拠〉		
調査等費用		
〈算出根拠〉		
税金		
〈算出根拠〉		
税引後損益		
〈算出根拠〉		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		